

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)



福島県報

目次

告示

- 大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件二件 六〇七
- 大規模小売店舗立地法により県が意見を述べた件 六〇七
- 平成二十一年度麦類及びなたね原種の配付数量及び配付価格を定めたる件 六〇七
- 漁業災害補償法による届出に係る特定第二号漁業者の同意について規定する要件に適合すると認める件二件 六〇八
- 保安林の指定を解除する予定である件 六〇八
- 道路の区域を変更する件 六〇八

公告

- 道路の供用を開始する件二件 六〇八
- 公有水面埋立てについて竣工を認可した件 六〇九
- 産業廃棄物処理施設等設置等事業計画書の提出があったので公告する件二件 六〇九
- 障害者自立支援法による指定相談支援事業者を指定した件 六〇九
- 大規模小売店舗立地法による廃止の届出があった件 六〇九
- 種畜証明書の交付について通報があった件 六〇〇
- 落札者を決定した件二件 六〇〇
- 福島県収用委員会 六〇〇
- 裁決書の正本を公示送達するため告示する件三件 六二二

告示

福島県告示第六百三三号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十一年十月二日から同年十一月二日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び郡山市商工観光部商工労働課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十一年十月二日

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地 福島県知事 佐藤 雄平
- 二 法第八条第一項の規定により郡山市から聴取した意見の概要 意見なし。(商業まちづくり課)

福島県告示第六百四号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十一年十月二日から同年十一月二日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び福島市総務部情報管理課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。

平成二十一年十月二日

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地 福島県知事 佐藤 雄平
- 二 法第八条第一項の規定により福島市から聴取した意見の概要 意見なし。(商業まちづくり課)

福島県告示第六百五号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第四項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十一年十月二日から同年十一月二日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及びいわき市商工観光部商工労働課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十一年十月二日

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地 福島県知事 佐藤 雄平
- 二 法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要 意見なし。(商業まちづくり課)

福島県告示第六百六号

平成二十一年度麦類及びなたね原種の配付数量及び配付価格を次のとおり定めた。

平成二十一年十月二日

一 原種の配付数量

種類 品種名 数量(単位 キログラム)

大麦 シュンライ 一〇〇〇
小麥 きぬあずま 二六〇
なたね ゆきちから 四〇〇

アサカノナタネ 六

二 原種の配付価格

種類 単位 価格(消費税及び地方消費税を除く。)

大麦 一キログラム 一五七円
小麥 一キログラム 二〇六円
なたね 一キログラム 三〇〇円

(水田畑作課)

福島県告示第六百七号

漁業災害補償法(昭和三十九年法律第百五十八号)第百八条第五項において準用する同法第百五条の二第三項の規定による発起人橋本清貴ほか一名からの平成二十一年九月八日付けの届出に係る特定第二号漁業者の同意については、同条第一項に規定する要件に適合すると認める。

平成二十一年十月二日

福島県知事 佐藤雄平
(水産課)

福島県告示第六百八号

漁業災害補償法(昭和三十九年法律第百五十八号)第百八条第五項において準用する同法第百五条の二第三項の規定による発起人鈴木義夫ほか一名からの平成二十一年九月八日付けの届出に係る特定第二号漁業者の同意については、同条第一項に規定する要件に適合すると認める。

平成二十一年十月二日

福島県知事 佐藤雄平
(水産課)

福島県告示第六百九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第二項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成二十一年十月二日

福島県知事 佐藤雄平

一 解除予定保安林の所在場所

いわき市平中平窪字後川原四六、四七の一、四七の二、四七の五から四七の九まで、

四八

二 保安林として指定された目的
水害の防備

三 解除の理由

河川管理施設用地とするため

(治山対策課)

福島県告示第六百十号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県喜多方建設事務所で平成二十一年十月二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年十月二日

福島県知事 佐藤雄平

路線名	区 間	変更前 変更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道塩川 山都線	喜多方市塩川町大字遠 田字東谷地一七〇三番 二地先から 同 市塩川町大字遠 田字広面四〇八番地先 まで	変更前	一一・六〇 三〇・四	三四四・三
		変更後	一一・六〇 三〇・四	三四四・三

(道路計画課)

福島県告示第六百十一号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県喜多方建設事務所で平成二十一年十月二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年十月二日

福島県知事 佐藤雄平

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
一般国道二二二号	喜多方市塩川町遠田字東谷地五番地先から 河沼郡湯川村大字笈川字中谷地五番一地先 まで	平成二十一年一〇 月四日

福島県告示第六百十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県喜多方建設事務所で平成二十一年十月二日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十一年十月二日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道塩川山都線	喜多方市塩川町大字遠田字東谷地一七〇三番一地从先から 同 市塩川町大字遠田字広面四〇八番地 先まで	平成二十一年十月四日

（道路計画課）

（道路計画課）

福島県告示第六百十三号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二十二条第一項の規定により、公有水面埋立てについて、次のとおり竣功を認可した。
平成二十一年十月二日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 竣功認可を受けた者の名称、事務所の所在地及び代表者の氏名
名称 福島県
事務所所在地 福島市杉妻町二番十六号
代表者の氏名 福島県知事 佐藤 雄平
- 二 竣功認可の年月日 平成二十一年九月十六日
- 三 埋立区域の位置、区域及び面積 図面のとおり
- 四 埋立免許の年月日及び番号 平成七年十月二十三日福島県指令港第二一〇六号
- 五 公有水面埋立法第二十二条第三項の市町村 いわき市
（「図面」は、省略し、その図面を福島県土木部河川港湾総室港湾課、福島県小名浜港湾建設事務所及びいわき市商工観光部産業・港湾振興課に備え置いて縦覧に供する。）
（港湾課）

公 告

公告第五百十一号

福島県産業廃棄物処理指導要綱（平成二年福島県告示第三百三十八号）第八条第一項の規定に基づき、産業廃棄物処理施設等設置等事業計画書の提出があったので、同条第五項の規定により、次のとおり公告する。
平成二十一年十月二日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 設置等予定者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
株式会社YAMANA K A 代表取締役 山中 昌一
神奈川県川崎市幸区中幸町三丁目三番一号
- 二 産業廃棄物処理施設等の設置等予定地区
移動式施設のため、設置等予定地区は特定されない。
- 三 産業廃棄物処理施設等の種類
産業廃棄物指定処理施設（移動式解体自動車の圧縮施設） 二基
- 四 産業廃棄物処理施設等の処理能力
七十二トン毎日（八時間） 二基

（産業廃棄物課）

公告第五百十二号

福島県産業廃棄物処理指導要綱（平成二年福島県告示第三百三十八号）第八条第一項の規定に基づき、産業廃棄物処理施設等設置等事業計画書の提出があったので、同条第五項の規定により、次のとおり公告する。
平成二十一年十月二日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 設置等予定者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
株式会社ヤマシタ 代表取締役 山下 雄平
東京都大田区北糀谷二丁目六番八号
- 二 産業廃棄物処理施設等の設置等予定地区
福島県西白河郡西郷村大字小田倉字堂ノ浦地内
- 三 産業廃棄物処理施設等の種類
産業廃棄物指定処理施設（産業廃棄物の切断施設）
- 四 産業廃棄物処理施設等の処理能力
一一四・四トン毎日（八時間）

（産業廃棄物課）

公告第五百十三号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第三十二条第一項の規定により、指定相談支援事業者を次のとおり指定した。
平成二十一年十月二日

福島県知事 佐藤 雄平

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	サービスの種類	サービスの主たる対象者
ゆきわり荘	大沼郡会津美里町小沢字牛首甲一 二二三―三	社会福祉法人 鶴翔会	福島県大沼郡会津美里町小沢字牛首甲一二二 三―三	平成二十二年一〇月一日	相談支援	身体障害者 知的障害者 精神障害者

(障がい福祉課)

公告第五百十四号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第五項の規定により、大規模小売店舗の廃止について次のとおり届出があった。

平成二十一年十月二日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
植田ショッピングセンター 福島県いわき市植田町中央三丁目三番地の一
- 二 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計
七千五百九十五平方メートル
- 三 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計
零平方メートル
- 四 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が千平方メートル以下となる日
平成二十一年七月一日
- 五 届出年月日
平成二十一年九月十五日
- 六 届出をした者
協同組合植田ショッピングセンター

(商業まちづくり課)

公告第五百十五号

家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第二百九号)第八条第一項に規定する種畜証明書

の交付について、農林水産大臣から次のとおり通報があった。

平成二十一年十月二日

福島県知事 佐藤 雄 平

種 畜	家畜	血 統	飼 養 者
-----	----	-----	-------

証明書番号	種類	品種	名前	産地	父	母	住所	氏名又は名称
平二一 福島県 三第 八号	牛	黒毛和種	福大幸	福島	登美貴	まゆ	福島市 在庭坂 字上川 原五番 地	吾妻高原 牧場利用 組合
平二一 福島県 三第 一〇四号	馬	ダッチウオーチ ムブ ドレ 種	ブリジストン	オランダ	JASPER	TANIELS	伊達市 保原町 所沢字 西深町 二七	菅野仁
平二一 福島県 三第 一〇五号	馬	ホルシュ タイ 種	ツェザーノ	ドイツ	CARETIN	TAURA	同	同
平二一 福島県 三第 一〇六号	馬	ペル ジャ ンウ オー ムブ ラッ ド種	オリヴィエII	ベルギー	WIENSEN DER	EDEWIS	同	同

(畜産課)

公告第516号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第11条及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号)第274条の11第1項の規定により公告する。

平成21年10月2日

福島県知事 佐 藤 雄 平

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
ロータリ除雪車 (2.6m級) 2台
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日
平成21年8月18日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社K C M J 兵庫県加古川市平岡町土山509番地の1
- 5 落札金額
40,110,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
平成21年7月7日

(入札用度課)

公告第517号

W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第11条及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号)第274条の11第1項の規定により公告する。

平成21年10月2日

福島県知事 佐 藤 雄 平

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
 - (1) 小型除雪車Ⅰ (1.3m級) 1台
 - (2) 小型除雪車Ⅱ (1.3m級) 1台
 - (3) 小型除雪車Ⅲ (1.0m級) 2台
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日
平成21年8月18日
- 4 落札者の氏名及び住所
 - (1) 1の(1)に掲げる物品等 キヤタピラー東北株式会社 宮城県仙台市青葉区上杉二丁目1番8号
 - (2) 1の(2)に掲げる物品等 キヤタピラー東北株式会社 宮城県仙台市青葉区上杉二丁目1番8号
 - (3) 1の(3)に掲げる物品等 キヤタピラー東北株式会社 宮城県仙台市青葉区上杉二丁目1番8号

5 落札金額

- (1) 1の(1)に掲げる物品等 9,376,500円
 - (2) 1の(2)に掲げる物品等 9,271,500円
 - (3) 1の(3)に掲げる物品等 10,521,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
平成21年7月7日

(入札用度課)

福島県収用委員会

福島県収用委員会告示第十一号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第六十六条第三項の規定に基づき次の者に送達すべき次の書類は、当収用委員会書記室(福島県土木部土木総室土木総務課用地室)において保管しているので、出頭の上その交付を受けてください。

平成二十一年十月二日

福島県収用委員会

会 長 渡 邊 健 壽

- 一 書類の名称
平成二十一年九月二十四日付け権利取得裁決及び明渡裁決に係る裁決書の正本
- 二 書類の送達を受けるべき者の氏名及び住所

氏 名	住 所
大越勇	不明

三 その他

前記書類を受領しないときは、平成二十一年十月二十三日をもって送達があったものとみなされます。

福島県収用委員会告示第十二号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第六十六条第三項の規定に基づき次の者に送達すべき次の書類は、当収用委員会書記室(福島県土木部土木総室土木総務課用地室)において保管しているので、出頭の上その交付を受けてください。

平成二十一年十月二日

福島県収用委員会

会 長 渡 邊 健 壽

一 書類の名称
平成二十一年九月二十四日付け権利取得裁決及び明渡裁決に係る裁決書の正本
二 書類の送達を受けるべき者の氏名及び住所

氏名	住所
リチャードデヨ	不明(ただし、戸籍の附票上の住所 宮城県仙台市原町南目字柳沢一六)
オースチン・デールガウン	不明
岡和田西治	不明
蛭田春二	不明(ただし、戸籍の附票上の住所 埼玉県川口市柳根町二番三〇号 石川ハウス一〇二号(平成一四年六月二七日職権消除)
高橋賢司	不明(ただし、住民票上の住所 北海道江別市大麻東町一七番地の五)
岩倉治幸	不明(ただし、住民票上の住所 北海道札幌市中央区南七条西十二丁目四番一号 静穏荘二号)
岩倉勇	不明(ただし、住民票上の住所 北海道札幌市西区発寒十四条二丁目二番一五号 美弥湖マンション一〇二号)
島山國治	不明(ただし、住民票上の最終住所 千葉県市原市八幡二〇九六番地四(平成一八年三月二九日職権消除)

三 その他
前記書類を受領しないときは、平成二十一年十月二十三日をもって送達があったものとみなされます。

福島県収用委員会告示第十三号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第六十六条第三項の規定に基づき次の者に送達すべき次の書類は、当収用委員会書記室(福島県土木部土木総室土木総務課用地室)において保管しているので、出頭の上その交付を受けてください。

平成二十一年十月二日

福島県収用委員会

一 書類の名称
平成二十一年九月二十四日付け権利取得裁決及び明渡裁決に係る裁決書の正本
二 書類の送達を受けるべき者の氏名及び住所
会 長 渡 邊 健 壽

氏名	住所
石松茂	不明(ただし、住民票上の最終住所 千葉県千葉市花見川区幕張本郷二丁目三九番一六号(平成一九年二月一五日職権消除)
石井真子	不明(ただし、戸籍の附票上の住所 ブラジル国サンパウロ州アルバレスマッシュャド市)
半谷眞信	不明(ただし、戸籍の附票上の住所 ブラジル)
橘喜美子	不明(ただし、戸籍の附票上の住所 ブラジル国サンパウロ州)
半谷琴子	不明
高野隆助	不明
松崎嘉子	不明(ただし、住民票上の住所 千葉県柏市豊町二丁目三番一八七〇五号)
菊池謙祐	不明(ただし、住民票上の最終住所 千葉県市川市大和田五丁目一番六号(仙花荘二〇三号) (平成一五年二月二八日職権消除)
吉田竹彦	不明(ただし、住民票上の住所 山形県山形市鈴川町二丁目一番八号)

三 その他
前記書類を受領しないときは、平成二十一年十月二十三日をもって送達があったものとみなされます。